

新型コロナウイルスの影響により納税が困難な方へ

無担保・延滞金なし

徴収猶予の「特例制度」

○ 新型コロナウイルスの影響により事業等に係る収入に相当の減少があった方は、1年間、地方税の納付を猶予することができます。

○ 担保の提供は不要です。延滞金もかかりません。

(注) 猶予期間内における途中での納付や分割納付など、事業の状況に応じて計画的に納付していただくことも可能です。

対象となる方

以下①②のいずれも満たす納税者・特別徴収義務者が対象となります。

- ① 新型コロナウイルスの影響により、令和2年2月以降の任意の期間(1か月以上)において、事業等に係る収入が前年同期に比べて概ね20%以上減少していること。
- ② 一時に納税を行うことが困難であること。

(注) 「一時に納税を行うことが困難」かどうかの判断については、少なくとも向こう半年間の事業資金を考慮に入れるなど、申請される方の置かれた状況に配慮し適切に対応します。

対象となる地方税

令和2年2月1日から令和3年2月1日(月)までに納期限が到来する市県民税、固定資産税等ほぼすべての税目が対象になります。

申請手続等

- ① 納期限(申告納付期限が延長された場合は延長後の期限)までに申請が必要です。
- ② 申請書のほか、収入や現預金の状況が分かる資料を提出していただきますが、提出が難しい場合は口頭によりおうかがいします。

Q 「事業等に係る収入」とは何ですか。

- ・ 「事業等に係る収入」とは、法人の売上高が、個人の方であれば事業の売上、給与収入、不動産賃料収入などがこれに当たります。
- ・ 個人の方の「一時所得」などについては、通常、新型コロナウイルスの影響により減少するものではないと考えられますので、「事業等に係る収入」には含まれません。

Q 対象期間の損益が黒字の場合でも特例の適用はできますか。

- ・ 黒字であっても、収入減少などの要件を満たせば特例を利用できます。

Q フリーランスも特例の対象になりますか。

- ・ フリーランスの方を含む事業所得者は、収入減少などの要件を満たせば特例の対象になります。

Q パートやアルバイトの場合も特例の対象になりますか。

- ・ パートやアルバイトの方を含む給与所得者のうち、確定申告により納税をされる方は、収入減少などの要件を満たせば特例の対象になります。

Q 国から受け取った各種給付金は「事業等に係る収入」に含まれますか。

- ・ 国や都道府県などから支給される各種給付金(特別定額給付金、持続化給付金等)は臨時的な収入に該当しますので、「事業等に係る収入」には該当しません。

Q 収入や現預金の状況がわかる書類とはどのようなものですか。

- ・ 例えば売上帳や現金出納帳、預金通帳のコピーなどが該当します。
- ・ 申請書に記載する「現金・預貯金残高」には、申請時点の状況を把握するものとして、給付金、緊急融資の額などを含めて記載してください。その上で、事業継続等のために支出先が決まっている場合は、当面の運転資金や臨時支出の額に記載してください。
- ・ また、例えば前年の月別収入が不明の場合には、年間収入を按分した額(平均収入)と比較する、事業開始後1年を経過していない場合、令和2年1月までの任意の期間と比較して算出する。

Q 収入が20%減少していない場合、猶予はできませんか。

- ・ 特例の要件を満たさない場合でも、他の猶予制度を利用できる場合があります(通常、年1.6%の延滞金がかかります)。

Q 猶予期間終了後は一括して納付しなければいけないのでしょうか。

- ・ 特例の適用期間が終了した後に、一般の猶予制度により分割納付することもできます。